

(共生型) 生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団俊葉会が設置運営する指定生活介護事業所（以下「生活介護」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、生活介護の生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 生活介護の提供にあたっては、事業所の従業員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第二条の四に規定するものに対して、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な支援及び機能訓練の支援を効果的に行うものとする。

(事業所在地及び名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 デイサービスセンターなごみの郷 （介護保険事業者番号 2874900455）

所在地 〒669-5231 兵庫県朝来市和田山町林垣 80-2 TEL 079-675-3770 FAX 079-675-3771

(職員の職種・人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 常勤

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 2名 常勤

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、個別支援計画に相当する計画作成及び内容説明を行う。

③ 看護師及び看護職員 6名 常勤

看護師及び看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、日常生活上必要な処置を行う。

④ 機能訓練指導員 1名 常勤（看護師及び看護職員を兼ねる）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

⑤ 介護職員 18名 常勤及び非常勤

介護職員は、生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な支援を行う。

2 従業者は、通所介護及び生活介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 毎週月曜日から金曜日。但し8月13日～8月15日及び12月30日～1月4日の間は休業。

② 営業時間 午前9時30分～午後5時00分

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定通所介護と生活介護を合わせて60名とする。

(生活介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴及び機械浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ

(利用者から受領する費用等について)

第8条 生活介護を提供した際は、区市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者から当該生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各区市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

この場合の利用料金は別に定める。

- ① （通常事業実施範囲を超えた超過分の費用）走行距離1kmあたり100円
- ② 食材料費 800円（おやつ代含む）
- ③ その他の費用 排泄用品・日用品・レクリエーション・クラブ活動材料費（実費）
- ④ 前号に掲げるもののほか生活介護の提供において、提供される便宜のうち日常生活においても通常となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。（実費）

2 前項の費用の支払いを含む生活介護を提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該生活介護の内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする

朝来市（旧生野町は除く）、養父市（旧関宮町及び旧大屋町は除く）とする。

(事業の主たる対象者)

第10条 事業の主たる対象とする傷害の種類を次のように定める。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）
知的障害者
精神障害者
難病等対象者

(秘密保持)

第11条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

苦情相談受付窓口 施設長 渡邊 拓郎

(虐待の防止のための措置)

第13条 生活介護事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な下記の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及すつための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第14条 生活介護事業者は、生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、管理者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- 4 生活介護事業者は、前項に規定する手続により、管理者を含まない2名以上の職員による協議を行った場合は、事後に管理者に報告を行うこととする。
- 5 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(緊急時における対応方法)

第15条 生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が発生したときは速やかに、協力医療機関である馬庭内科医院に連絡を取るとともに個々の利用者の主治医に連絡し、適切な措置を講じる。

名称 馬庭内科医院

所在地 〒669-5242 兵庫県朝来市和田山町宮田 216 TEL 079-673-2811 FAX 079-675-2187

(非常災害対策)

第16条 生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び避難誘導手順を確立し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年2回避難訓練を実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第17条 従業員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 階層別研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定を定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第18条 サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

① サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。

② 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。

③ サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。

④ サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(暴力団等の影響の排除)

第19条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

附則

この運営規定は令和5年8月1日から施行する。